

仕様書

1. 件名

病院情報システムの認証システムに係る保守

2. 数量

1式

3. 目的

量子科学技術研究開発機構QST病院（以下、「QST」という。）における医療情報セキュリティ対策をより強化するために、次期病院情報システムに別途導入した認証システムを用いて、診療に利用する電子カルテ操作端末のOSに対するログイン・ログアウト情報を管理・保存・参照している。電子カルテ操作端末に対し、安定して使用できる環境の維持及び障害発生時に最小限の影響を抑えるためにシステムの保守を行う。

4. 保守期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）（1年間）

5. 履行場所

千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 病院棟3F CPU室

6. 仕様

QSTにて2023年2月末に稼働した病院情報システム（富士通Japan社製：HOPE EGMAIN-GX）で利用する電子カルテ操作端末（以下、端末）に対し、OSの認証が行えるシステム（イードクトル社製Taikoban 以下、OS認証システム）を導入してログイン・ログアウトを管理する。このOS認証システムのソフトウェア及びサーバ機器等のハードウェアを対象として以下の保守条件を満たすこと。

6.1 日常保守

(1) ソフトウェア及び動作環境の保守・点検

- ① OS認証システムのソフトウェアに不具合や修正・変更が発生した場合は、本契約にて対応すること。
- ② 当該システム・連携システムに起因する障害について対応すること。

(2) その他

- ① 期間中は、QST担当者、またはQSTの電子カルテベンダ保守担当者からの問合せ対応が可能で、運用を円滑に行うための障害対応、操作方法等の問合せ対応、情報提供等を

行うこと。必要に応じて、ソフトウェアのバージョンアップを行うこと。

- ② 障害事象の確認とその切り分けを行うこと。
- ③ 保守連絡受付はメール・電話などの手段により365日24時間できること。ただし技術員等による対応時間は、祝祭日、指定の休業日を除く月曜日から金曜日の9:00～17:30とすること。
- ④ 保守体制（特に障害発生時の連絡体制）を書面に明記すること。
- ⑤ 障害予防の目的で、システムの一部または全てを停止して作業を行う必要がある場合には、事前（原則として1週間以上前）にQST担当者の承認を得ること。サービス停止の場合は通常の診療業務に影響を及ぼさない時間帯で作業を行うこと。
- ⑥ ウイルス感染等に備えウイルスチェックソフトウェアを導入し、システム等を利用して常時監視すること。QSTで提供するソフトウェアを利用しても良い。
- ⑦ セキュリティに重大な脆弱性が発生した場合、QST担当者と適用可否を協議の上、必要と判断された場合は最新パッチやファイル等を適用すること。

6.2 定期保守

1回/年以上の定期メンテナンスを行うこと。メンテナンスのタイミングは利用情報や障害・懸案事項の発生状況によりQST担当者と調整の上で決定すること。作業内容やスケジュールを担当者と事前に相談して決定すること。作業後は作業報告書を提出すること。

- ① サーバ機器やソフトウェアのエラーログ、セキュリティログの確認
- ② データ・コンテンツ等のバックアップ状況の確認
- ③ ディスク・CPU・メモリなどリソースの確認
- ④ サーバ機器等のOSに関するセキュリティパッチのリリース情報と適用可否の検討・確認
- ⑤ 不正・不許可ソフトウェア等が無いかの確認

6.3 提出書類

下記の書類を提出すること。

- ・契約内で実施した作業の作業報告書

7. 検査・その他

(1) 検査

QST職員が、「6.仕様」を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

(2) その他

- ① 本契約を進める中で疑義が生じた場合は、QST担当者と協議の上で決定すること。
- ② 本契約内で発生した懸案事項は、解決や対応に関する進捗・調査内容を台帳などに記録・管理し共有すること。
- ③ 1～2日/年ほど、法令停電や工事に伴う停電が発生する。この際、支援も本契約に含むこと。
- ④ 知り得た関連システム内の全ての情報および機構ネットワークシステムに関する情報を許可無く

選定理由書

1. 件名	病院情報システムの認証システムに係る保守
2. 選定事業者名	株式会社JECC
3. 目的・概要等	QST 病院（以下、当院）における医療情報セキュリティ対策をより強化するために、次期病院情報システムに別途導入した認証システムを用いて、診療に利用する電子カルテ操作端末の OS に対するログイン・ログアウト情報を管理・保存・参照している。電子カルテ操作端末に対し、安定して使用できる環境の維持及び障害発生時に最小限の影響を抑えるためにシステムの保守を行う。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ワ （電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき。
5. 選定理由	本認証システムは、病院情報システムと連携し一体で稼働するものであるため、病院情報システムとの情報連携が不可欠であり、本認証システムの保守作業においても、情報連携に必要な病院情報システムの技術的な仕様が必要となる。病院情報システムは株式会社 JECC と賃貸借契約締結して利用しているものであり、当該システムの所有者兼貸主である株式会社 JECC しか仕様の詳細を知りえない。また、本認証システムについても株式会社 JECC を通じて導入及び病院情報システムとの連携作業を行っており、保守に必要な認証システムの詳細情報も同社しか知りえない。よって、株式会社 JECC を随意契約の相手方に選定する。